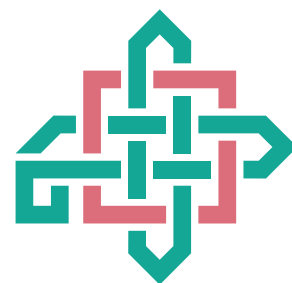


連携の絆を深め、輝く明日へ



ニュースレポート 中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

No.794

2022

5



北海道中小企業団体中央会

Contents

- 01 職員異動のお知らせ
- 02 令和4年度中央会事業のご案内
- 04 令和3年度 設立組合一覧/
本会会員組合の状況
- 05 道内で広がる特定地域づくり事業協同組合！
- 06 忘れていませんか？ 組合の変更登記
- 07 官公需問題懇談会を開催しました！/
令和4年度中小企業団体全道大会・第74回中小企業団体全国大会のお知らせ
- 08 北海道産業保健総合支援センターからのお知らせ
- 09 北海道経済産業局からのお知らせ
- 10 北海道労働局からのお知らせ/
STOP！コロナ差別
- 11 税理士が3分解説！
コロナ禍3年目の税制と資金繰りの注意点
～小島史資事務所 税理士・公認会計士 小島 史資 氏～
- 12 3月の道内景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

新入職員紹介



- 氏名 齋藤 伸(さいとう しん)
- 所属 企画情報部
- 出身地 札幌市
- 趣味 音楽鑑賞、キャンプ

4月より勤務させていただくことになりました齋藤伸と申します。未経験なことが多く、至らない点等ご迷惑をおかけするかと思いますが、中央会の一員として一日でも早くお役に立てるよう努めて参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

本部から支部、支部から本部へ 異動職員紹介

網走支部 事務所長
⇒連携支援部 主査
外川 翼



十勝支部 主任
⇒総務部 主任
竹内 清大郎



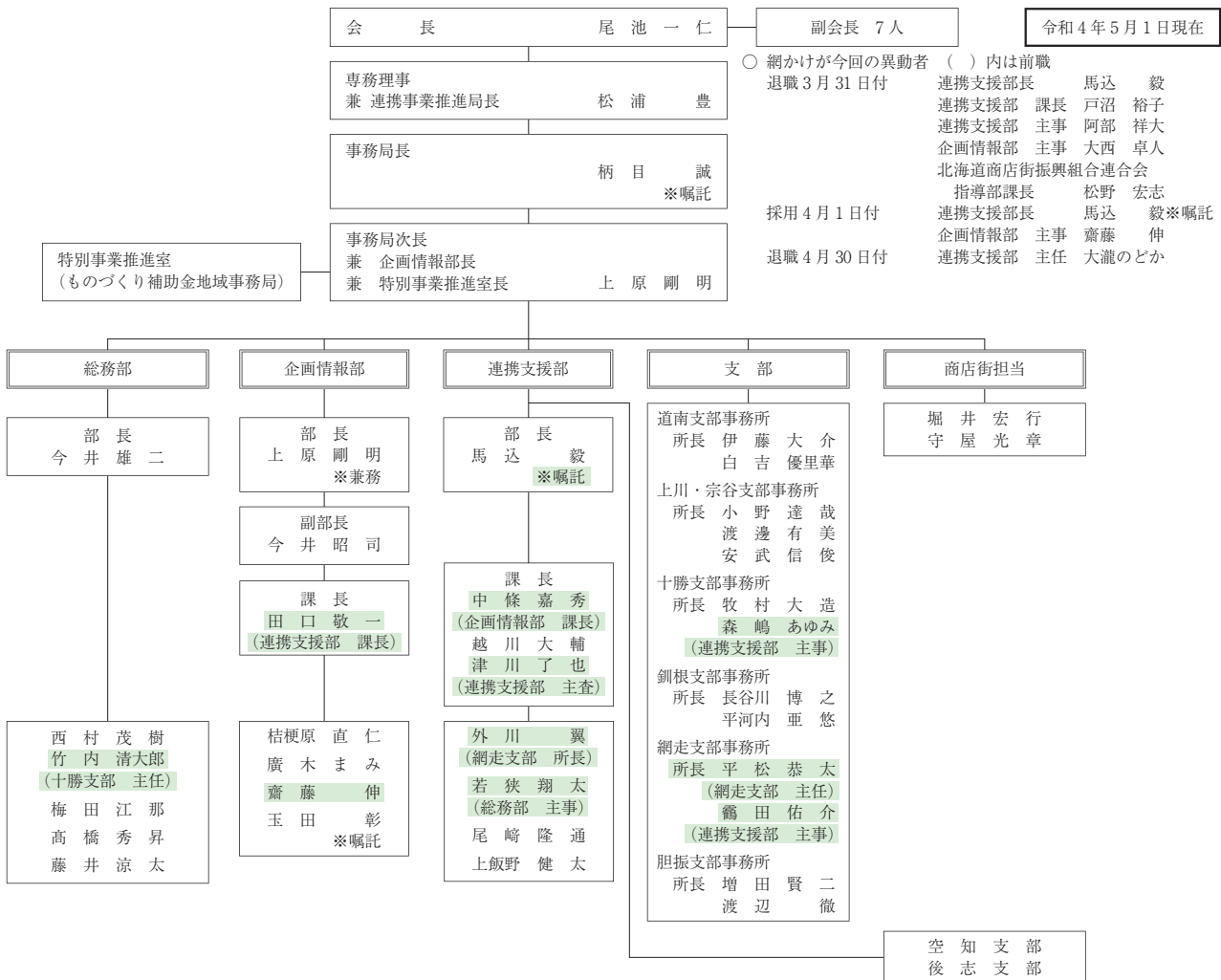
連携支援部 主事
⇒十勝支部 主事
森嶋 あゆみ



連携支援部 主事
⇒網走支部 主事
靄田 佑介



職員異動のお知らせ



令和4年度中央会事業のご案内

経営環境変化対応支援事業に係る 専門家派遣を実施しています！

本会では、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の流行や多発する自然災害、加えて働き方改革や法改正等の制度変更など、経営に大きな影響を与える以下の環境変化への対応に取り組む中小企業組合及び組合員に対し、専門家を派遣して支援します。

分類	取組
新型コロナウイルス感染症関連	新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、資金調達や経営改善等の課題、給付金、助成金等の申請などに早急に対応するための組合又は組合員の取組。
働き方改革等関連	時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金の導入、職場におけるハラスメントに関する法規制の強化など雇用・労働に関する事業主の義務に円滑・適正に対応するための組合又は組合員の取組。
事業継続力強化計画等関連	多発する自然災害や未知の感染症の流行など、経営に打撃を与える様々なリスクに備えるために、国が認定する「事業継続力強化計画」や「BCP（事業継続計画）」の策定・導入等を行うための組合又は組合員の取組。
SDGs関連	「SDGs（持続可能な開発目標）」が世界共通の目標となり、企業の役割が重視され、企業主体の目標達成が期待されていることを受け、中小企業・小規模事業者がSDGsを理解し、実行するための組合又は組合員の取組。
カーボンニュートラル関連	温室効果ガス排出量の削減等を目的とする「カーボンニュートラル宣言」や北海道の「ゼロカーボン北海道」の推進に向けてカーボンニュートラルを理解し、事業活動の一環として対応しようとする組合又は組合員の取組。
その他の経営環境変化関連	法律・制度の改正による経営環境変化や事業再構築、事業承継、生産性向上、健康経営等の課題に対応するための組合又は組合員の取組。

※上記の取組には、組合員への周知・啓発等のための組合が開催する講習会等も含まれます。この場合は、組合のみが対象です（組合員は申請できません）。また、この場合の派遣回数は1回となります。

■派遣期間・回数

派遣決定から令和5年3月24日（金）までの期間でおおむね2回

※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内

■申請受付期間

令和5年3月17日（金）まで

■費用

無料（ただし、道外の専門家の派遣を希望される場合は、北海道までの公共交通機関の費用はご負担いただきます。）

予期せぬ災害に備えて、組合でBCP計画 (事業継続力強化計画)を策定しませんか？

本会では、経営環境変化対応支援事業に関連して、組合が実施する「事業継続力強化計画」の策定及び国からの認定の取得を支援するとともに、多発する自然災害や未知の感染症の流行など、経営に打撃を与える様々なリスクに備えるため、専門家による「BCP (事業継続計画)」の策定・導入を支援しています。

(1) 事業継続力強化計画策定支援

【ワークショップの開催】

ア. 実施内容

組合が役員及び組合員、事務局等の参加するワークショップを開催し、本会が派遣するファシリテーターが認定制度の概要や計画策定方法等の解説を行うとともに、組合の現状や課題、今後の対応等の合意形成を通して計画書の素案作成を支援します。

イ. 実施回数 1組合当たり上限2回(1回当たり原則2時間)

【専門家の派遣】

ア. 実施内容

専門家が組合を訪問し、ワークショップで作成した計画書素案に対するフォローアップを行い、事業継続力強化計画の策定及び国からの認定取得を支援します。

イ. 実施回数 1組合当たり上限2回(1回当たり原則2時間)

(2) BCP (事業継続計画) 策定等支援

【専門家活用による支援】

ア. 実施内容

BCPの策定や改定・更新等を検討する組合及び組合員に対し、専門家を活用し相談者の実情に即したBCPの策定等を支援する。

イ. 実施回数 最大10回

費用

無料(ただし、道外の専門家の派遣を希望される場合は、北海道までの公共交通機関の費用はご負担いただきます。)

消費税インボイス制度に係る 専門家派遣を実施しています！

本会では、令和5年10月1日から導入される、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式である適格請求書等保存方式(インボイス制度)への円滑・適正な対応に取り組む中小企業組合及び組合員の皆様に対し、下記のとおり専門家派遣による個別相談や講習会の開催などを支援しています。

■**派遣期間・回数** 派遣決定から令和5年1月25日(水)までの期間でおおむね2回
※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内

■**申請受付期間** 令和5年1月18日(水)まで

■**費用** 無料(ただし、道外の専門家の派遣を希望される場合は、北海道までの公共交通機関の費用はご負担いただきます。)

詳しくは、本会HP若しくは連携支援部までお問い合わせください。

令和3年度設立組合一覧

令和4年3月31日現在

組合名	代表者名	所在地	設立	組合員数	主な事業	組合員資格
1 ティアイティ事業協同組合	石田 一志	札幌市	R3 6/1	4人	外国人技能実習生共同受入事業、特定技能外国人支援事業	建築工事業、水産食品製造業
2 Talenta事業協同組合	加茂 章	札幌市	R3 6/30	4人	外国人技能実習生共同受入事業、特定技能外国人支援事業	大工工事業、とび・土工工事業、板金工事業、屋根工事業
3 プロテックス協同組合	門脇 俊克	札幌市	R3 9/17	6人	建設関連業務の共同受注、外国人技能実習生共同受入事業	建築一式工事、機械器具設置工事業、解体工事業、管工事業、産業廃棄物処置業、他に分類されない小売業
4 中頓別町特定地域づくり事業協同組合	桜田 守	枝幸郡中頓別町	R3 11/26	13人	組合員のためにする人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	農業、林業、土木工事業、建築工事業、印刷・同関連業、その他の小売業、飲食店、その他の生活関連サービス業又は社会保険・社会福祉・介護事業
5 World Group協同組合	下坪 俊和	札幌市	R4 1/11	4人	外国人技能実習生共同受入事業	土木工事業、とび・土工工事業、その他の食品製造業
6 初山別事業協同組合	武田 弘樹	苫前郡初山別村	R4 1/14	10人	組合員のためにする人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	農業、漁業(水産養殖業を除く)、土木工事業、建築工事業、設備工事業、木材・木製品製造業(家具を除く)、道路貨物運送業、宿泊業、社会保険・社会福祉・介護事業又は自動車整備業
7 なよろ地域づくり事業協同組合	村上 清	名寄市	R4 2/14	5人	組合員のためにする人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	農業、道路旅客運送業又は協同組合(他に分類されないもの)
8 浜益特定地域づくり事業協同組合	藤巻 信三	石狩市浜益区	R4 3/25	6人	組合員のためにする人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	農業、漁業(水産養殖業を除く)、水産養殖業、食品製造業、宿泊業、飲食店

会員数

令和4年3月31日時点

会員種別	会員数	会員種別	会員数
事業協同組合(連合会含む)	1,112	協業組合	8
火災共済協同組合	1	商工組合	21
信用協同組合	6	商店街振興組合(連合会含む)	40
企業組合	66	その他(株式会社、社団法人等)	34
計		1,288会員	

道内で広がる特定地域づくり事業協同組合！

～人口急減地域での地域産業の担い手を確保する新たな制度～

人口が急激に減少している地域の維持とその地域の経済の活性化を図るため、令和2年6月4日に「地域人口急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、地域産業の担い手を確保するための新たな特定地域づくり事業協同組合制度が開始しました。

北海道内においては、令和3年2月に下川町での道内第1号の認定を皮切りに、令和4年2月に中頓別町、3月に初山別村と名寄市、4月に石狩市浜益区と遠軽町で認定され、特定地域づくり事業協同組合が急速に広まっています。

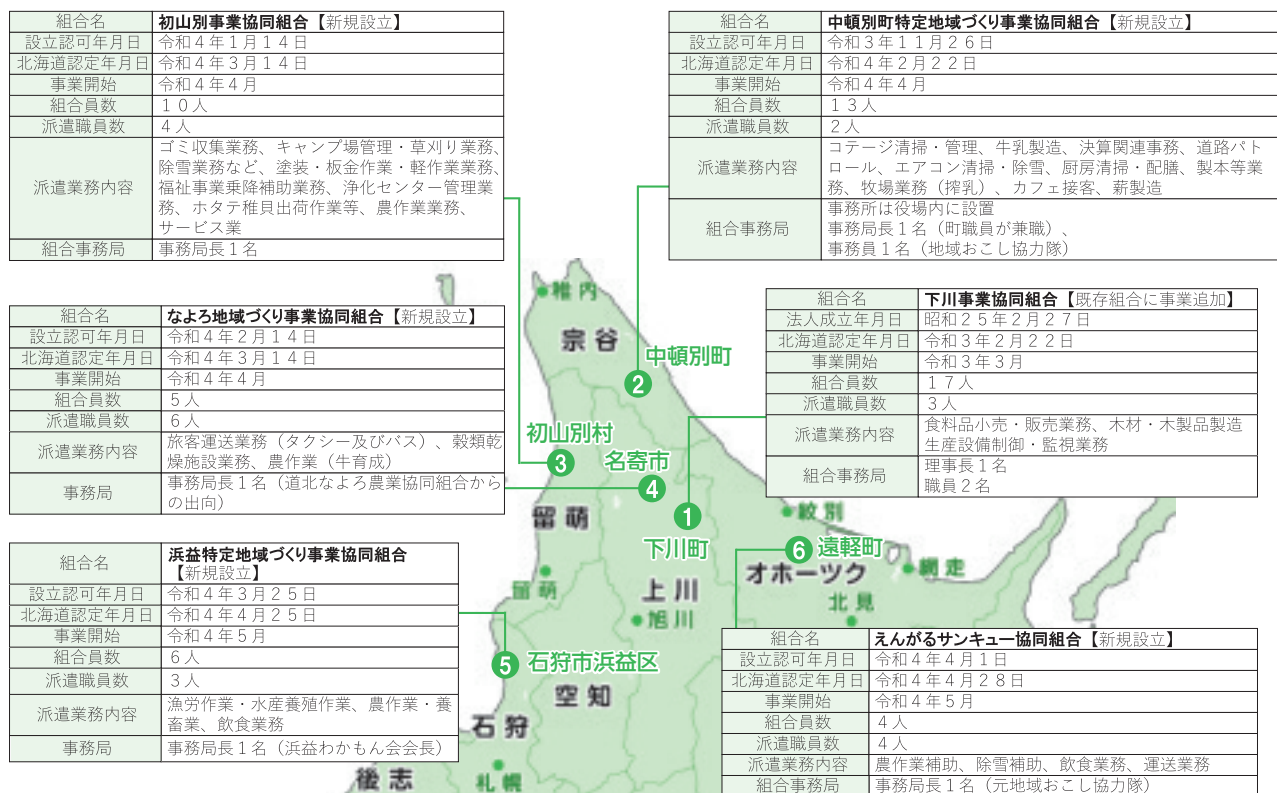
中小企業組合の専門支援機関である北海道中小企業団体中央会では、関係機関と連携し、新たな制度に関する情報提供や普及促進、組合設立に対する支援、各種の申請・届出書類作成等の支援、組合設立後のフォローアップと組合運営への支援などを行なっています。

特定地域づくり事業協同組合制度とは

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業*を行う事業協同組合（都道府県知事が認定）に対して国などが財政的、制度的な支援を行う制度です。

*特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。

北海道内では、下図のとおり6件の特定地域づくり事業協同組合が誕生しました。



制度の詳細や全国の認定状況等については、以下の総務省HPをご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoyou.html



忘れて
いませんか？

組合の変更登記

決算そして総会と忙しくされている組合事務局の方も多いと思いますが、「組合の変更登記」のことをお忘れではないでしょうか？

この機会に組合の変更登記について該当するものがないか振り返ってみてください。

1. なぜ登記しなければならないのか？

中小企業等協同組合法第85条の規定により登記事項に変更が生じた場合は、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記が必要です（ただし、出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は事業年度末から4週間以内）。

2. 登記事項について

①事業 ②名称 ③地区 ④事務所の所在地 ⑤出資の総口数及び払込済出資総額
⑥代表理事 ⑦公告方法等について変更があった場合には登記が必要です。

3. 代表理事の登記について

代表理事が変更になった場合には登記が必要です。また、任期満了で同じ人が再選された場合にも登記が必要です。

4. 出資の総口数及び払込済出資総額の登記について

基本的には、年度末に出資の総口数及び払込済出資総額に変更があった場合には、必ず登記をする必要があります。ただし、期中で変更があった場合には、その都度、登記申請することができます。

5. 定款変更に伴う登記について

定款に規定されている①事業 ②名称 ③地区 ④事務所の所在地（市町村の変更を伴う場合） ⑤公告方法については、総会において特別議決を経て、認可行政庁の認可を受けた後、登記が必要です。

ここでは、主な変更登記に関する注意点などについてお知らせしましたが、具体的な変更登記に関する様式については、本会ホームページにも掲載されていますので、参考にしてください。

また、これ以外にも登記が必要なものがあります。ご不明な点は連携支援部または各支部へお問合せください！

官公需問題懇談会を開催しました!

3月16日、ホテル札幌ガーデンパレスにおいて、官公需適格組合のデジタル化への取り組み等について意見交換を行うため、北海道官公需適格組合協議会の協力を得て、官公需問題懇談会を開催しました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策のためオンライン参加を併用したハイブリッド形式で行い、16名が出席しました。

当日は北海道官公需適格組合協議会山田会長の挨拶で開会し、最初に北海道経済産業局産業部中小企業課の前田調査官から、官公需法に基づく「令和3年度国等の契約の基本方針」の概要や、官公需適格組合証明申請等の電子申請化の取り組み状況について説明がなされた後、質疑応答が行われました。続いて、北海道経済部地域経済局中小企業課の栗林課長補佐から、北海道における官公需関係の施策や受注機会確保・拡大措置等の取り組み状況について説明がなされた後、現在直面している受注面での課題やデジタル化への対応等について活発な意見交換が行われ、大変有意義な懇談となりました。



山田北海道適格協会長

❖ 令和4年度 中小企業団体全道大会のお知らせ ❖

- 1 日 時 令和4年8月3日(水)午後2時から
- 2 場 所 ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
- 3 プログラム
(1) 大 会 令和3年度決議経過報告、議案説明・決議ほか
(2) 表 彰 北海道中小企業団体中央会会長表彰

※このほか、記念講演の開催を予定しています。詳細は、決まり次第本誌にてお知らせします。

❖ 第74回 中小企業団体全国大会のお知らせ ❖

第74回中小企業団体全国大会は、全国中央会と長崎県中央会の主催により、長崎市において次のとおり開催されます。

- 1 日 時 令和4年11月10日(木)
午後2時から
- 2 場 所 出島メッセ長崎
(長崎市尾上町4-1)
- 3 プログラム (1) 祝 辞
(2) 議 事
(3) 表 彰 式
(4) 大会宣言

※本会では、全国大会の日程に合わせてオリジナルツアーの催行を企画しています。
詳細は、決まり次第本誌にてお知らせします。



北海道産業保健総合支援センターからのお知らせです

働く人の「こころ」と「からだ」の健康相談は 北海道産業保健総合支援センターへ

～社員の健康管理に携わる方なら“どなたでも無料で”利用できます～

北海道産業保健総合支援センターでは、働く人々の健康を確保するため、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、看護師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談等を通じて皆様の産業保健活動を応援しています。

《メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援》

- メンタルヘルス対策促進員が中小規模事業場を訪問し、職場のメンタルヘルス対策の普及促進のためのお手伝いをします。
- 管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育を実施いたします。

《治療と仕事の両立支援サービス》

社員が病気になっても安心して働けるよう労働者・事業者・人事労務の方々を対象に3つの支援を実施しています。

- 厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及を目的とした啓発セミナー
- 両立支援促進員が事業場に訪問し制度や導入方法を説明する個別訪問支援
- 患者（社員）の就業上の措置・職務に関する配慮「両立支援プラン」「職場復帰」に関する支援を行う個別調整支援（※患者本人からの同意書が必要になります。）
（※両立支援促進員は「両立支援コーディネーター」研修を修了している社会保険労務士、保健師、医療ソーシャルワーカー等の資格を有した専門員です。）

《地域産業保健センター（道内17か所）》

産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者50人未満）の事業者や、そこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを提供しています。

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者に対する面接指導
- 高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

お問い合わせ先

独立行政法人 労働者健康安全機構 北海道産業保健総合支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 2階

TEL:011-242-7701 FAX:011-242-7702 <https://www.hokkaidos.johas.go.jp/>

北海道経済産業局からのお知らせです

小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援します。

【申請にあたっての注意事項】

申請には地域の**商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」**が必要です。

発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってご相談ください。

【要件 (通常枠)】

対 象 者	小規模事業者 等	商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業除く)	従業員 5人以下
		サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員 20人以下
		製造業その他	従業員 20人以下
補助上限額	最大50万円		
補助率	2/3以内		
補助対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費 等		
応募及び問合せ先	〈北海道内の商工会地区の方〉 北海道商工会連合会 TEL 011-251-0102 URL : https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ 〈商工会議所地区の方〉 商工会議所地区 補助金事務局 TEL 03-6632-1502 URL : https://r3.jizokukahojokin.info/		

※下記「特別枠」に該当する事業者には、補助上限額引き上げ等の優遇措置があります。

賃金引上げ枠	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者等 →補助上限額を200万円まで引き上げ。 →さらに業績が赤字の事業者は、補助率の引き上げ等の優遇措置
卒業枠	小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者 →補助上限額を200万円まで引き上げ。
後継者支援枠	アトツギ甲子園 (https://atotsugi-koshien.go.jp/) のファイナリストになった事業者 →補助上限額を200万円まで引き上げ。
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、開業した事業者 →補助上限額を200万円まで引き上げ。
インボイス枠	所定の期間内に免税事業者であった事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者 →補助上限額を100万円まで引き上げ。

【スケジュール】

申請受付開始 : 【第8回】2022年3月29日(火)
 申請受付締切(予定) : 【第8回】2022年6月3日(金) 【第9回】2022年9月下旬
 【第10回】2022年12月上旬 【第11回】2023年2月下旬

【北海道経済産業局 窓口】 経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎5階
 TEL:011-709-2311(内線2576) E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

北海道労働局からのお知らせです

令和4年4月1日からキャリアアップ助成金の申請先が変更となりました。

事業主の皆様へのサービス向上を図るため、雇用助成金さっぽろセンター及び各ハローワークで取り扱っているキャリアアップ助成金につきまして、書類の申請先は次のとおり変更となります。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年3月31日まで



令和4年4月1日から



令和4年4月1日以降、キャリアアップ助成金に関する書類は、雇用助成金さっぽろセンターへ提出してください。

ただし、令和4年3月31日までにハローワークに提出した、

- ・キャリアアップ計画書
- ・キャリアアップ計画書(変更届)
- ・キャリアアップ助成金支給申請書

において、ハローワークから不足書類等の提出を求められている分については、ハローワークに提出してください。

※ハローワーク札幌・札幌東・札幌北の管轄事業所に係る申請先の変更はありません。



公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、コロナによって人間性を奪われることのない社会づくりを目指し、思いやりの気持ちを人から人へ伝え、不当な差別や排除が起きないように、各界の著名な方々の協力をもとに、「STOP! コロナ差別—差別をなくし正しい理解を—キャンペーン」を展開しております。

「STOP! コロナ差別キャンペーン」

—差別をなくし正しい理解を—

公益財団法人人権教育啓発推進センター



コロナ禍3年目の税制と 資金繰りの注意点

公認会計士小島史資事務所
所長
税理士・公認会計士
小島 史資 氏



皆さん、こんにちは。2022年も早くも3分の1が終わりました。一昨年から続くコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻、原油価格に端を発したさまざまな製品の価格高騰、急激な円安と年明けから暗いニュースが続いています。

日本経済にとっては厳しい状況が立て続けに起こっていますが、なんとかこの苦境を乗り越えていきましょう。

今回は最新の税制と資金繰りを解説していきます。

申告・納付等の延長申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等を行うことができない場合の対応について、現時点での申請方法を確認します。(令和4年4月18日更新)

期限内の申告・納付等を行うことができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることになります。

新型コロナウイルス感染症に関しては、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなどの理由で期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合にも、個別指定による期限延長が認められます。

納付期限は所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となりますが、申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、原則としてその提出日が申告・納付期限等になります。

資金繰りの改善

資金繰りについては以前も書きましたが、改めておさらいです。

資金繰り改善の最重要課題は支出を抑えることにあります。

支出を抑えるための一つ目の対策は業務体制の見直しです。

無駄や削減できる経費はないか、役員報酬の減額はしなくていいのか、というように経費が適正かどうかを見直してみてください。毎月支払う保険は支

払を猶予する制度を設けていたり、保険を担保に融資を受けられる制度もあるため、急な資金繰りの改善には大変有効です。

二つ目は借入金の返済猶予です。

金融庁は金融機関に対し、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者への柔軟な対応を要請しています。いまだ業況が改善していない経営者の方は、返済の猶予について金融機関の担当者に躊躇せず相談してみてください。切羽詰まってからでは遅いので、最も厳しくなりそうな時期から逆算して数か月前には一度相談しておくことが大事になります。

賃上げ税制の強化

積極的な賃上げや人材投資の促進を目的として、中小企業向けの賃上げ促進税制が改正されました。

雇用者全体の給与(給与等支給総額)が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除することができます。また、前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除となります。

さらに、人的投資(教育訓練費)の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乘せとなり、最大40%の税額控除になります。

給与の改定や賞与の支給額を決定する際には、決算時に税額控除を適用できるかどうか判断材料の一つにしてみてください。

補助金の活用

また、即効性には欠けませんが補助金の活用という手段もあります。

昨年開始された事業再構築補助金は第6回目を迎え、5月下旬～6月上旬に申請の受付を予定しており、現時点で第8回目までは実施されることが発表されています。

事業再構築補助金とは一定の要件を満たした中小企業が事業再編に取り組む場合に受けられる補助金で、通常枠では100万円以上6000万円以下、補助率は3分の2となっています。申請にあたっては認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定する必要がありますので、まずは顧問税理士に相談してみてください。

3月の道内景況 情報連絡員レポート

まん延防止等重点措置解除も、コスト上昇による見通し不安



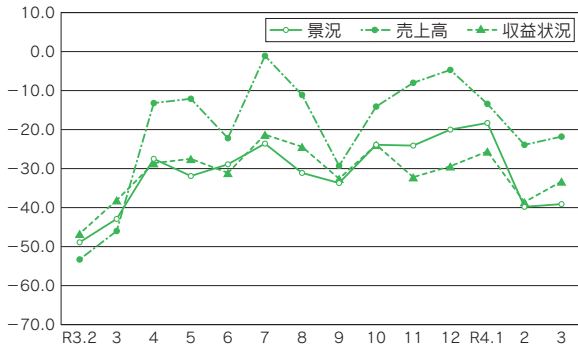
概況

全業種の主要DIの推移は、「売上高」、「収益状況」が前月より僅かに改善したものの、「景況」は前月同様と依然厳しい状況となっている。情報連絡員からの報告によると、製造業では、「景況」、「収益状況」が悪化し、「売上高」はプラスとなったものの、原材料・原油価格の高騰の対応に苦慮している状況にある。

非製造業では、「景況」、「収益状況」が改善しているが「売上高」がマイナスとなるなど、仕入価格・輸送コストの上昇により先の見通しが立っていない状況が続いている。

また、ほとんどの業種において、原油・原材料価格の上昇やウクライナ情勢、円安の進行等の影響により不透明感が増している状況にある。

主要DIの推移



景況天気図(前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	2月	3月	前月比	2月	3月	前月比	2月	3月	前月比
業界の景況	☁️ △39.8	☁️ △39.8	△0.0 →	☁️ △25.8	☁️ △33.3	△7.5 ↘	☁️ △47.4	☁️ △43.3	4.0 ↗
売上高	☁️ △23.9	☁️ △23.7	0.2 ↗	☁️ △16.1	☁️ △12.1	4.0 ↗	☁️ △28.1	☁️ △30.0	△1.9 ↘
収益状況	☁️ △38.6	☁️ △35.5	3.2 ↗	☁️ △29.0	☁️ △33.3	△4.3 ↘	☁️ △43.9	☁️ △36.7	7.2 ↗
販売価格	☁️ 21.6	☁️ 28.0	6.4 ↗	☁️ 12.9	☁️ 24.2	11.3 ↗	☁️ 26.3	☁️ 30.0	3.7 ↗
取引条件	☁️ △19.3	☁️ △11.8	7.5 ↗	☁️ △12.9	☁️ 0.0	12.9 ↗	☁️ △22.8	☁️ △18.3	4.5 ↗
資金繰り	☁️ △19.3	☁️ △10.8	8.6 ↗	☁️ △19.4	☁️ △6.1	13.3 ↗	☁️ △19.3	☁️ △13.3	6.0 ↗
雇用人員	☁️ △19.3	☁️ △12.9	6.4 ↗	☁️ △16.1	☁️ △9.1	7.0 ↗	☁️ △21.1	☁️ △15.0	6.1 ↗

(凡例) 30以上 10~29 9~△10 △11~△29 △30以下

天気図の見方 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(DI)をもとに作成。天気表示は凡例のとおりです。

製造業

食料品

- コロナの影響及び天候不順の影響が回復しきっていない。ウクライナ情勢による不況が不安。(小樽)
- 今のところ原材料等の買入に大きな問題は生じていないようだが、すでに価格の上昇したものがあることと今後の輸入について、輸送や漁獲の先行きが見通せない等不安要素が大きいのと思われる。(留萌)
- 燃料費が上昇しているが、本格的な稼働期に入っていないため影響は今後出てくるものと予想しているが、共済等加入もあり、補填処置はある。(網走)
- 味噌出荷量(道内); 単月(令和4年2月) 前年対比 97.6%
- 醤油出荷量(道内); 単月(令和4年2月) 前年対比 104.4%
- 令和4年1月~2月の道内・累計出荷量; 味噌 前年対比 99.9%
- 令和4年1月の全国・出荷量; 味噌 前年対比 101.8%
- 令和4年1月の全国・出荷量; 醤油 前年対比 101.4%
- 令和4年1月の全国・出荷量; 醤油 前年対比 99.7%
- 味噌の原料であるアメリカ産米の価格が高騰(カルフォルニア米の不作、円安による) 4月~6月分購入価格 前年対比42%上昇。1月~3月分購入価格 前年対比19%上昇。
- 外国産大豆のシカゴ大豆相場も上昇。
- 醤油の原料の国産小麦も高騰。令和4年4月~9月期の購入価格41%上昇。(令和3年10月~令和4年3月比)
- その他、食塩、アルコール、包装資材等あらゆる価格が値上げされている。(全道)
- 燃料高による収益の悪化。(函館)
- コロナ、原材料値上げ、重油価格等々値上げが目白押しであるが、現在においても未だ外部環境が低迷しており製品価格を上げられる環境ではない。特に小企業は自らの企業努力だけでは全く打開できる環境ではなく大変苦慮している。(全道)

木材・木製品

- トドマツ原木は、カラマツ原木不足により需要が増加し、トドマツ製材工場は原木確保に苦慮している状況。また、価格も上昇傾向にあり、国有林材の調達が出来ている工場でも不足感がある模様。市況については、地域差があるが、強含みである。
- カラマツ原木は、入荷量に比べて消費量が増加していることから慢性的な原木不足は、未だ解消される見込みがない。また、移出が旺盛で、価格が上昇している状況。市況については、保合~強含みで推移。
- 製材市況は、建築材、産業用資材共に、ウッドショックの影響で価格は上昇しているが、原木価格の上昇分を転嫁できている状況にはない模様。エソ・トドマツは、強保合~強含みが見込まれる。カラマツは、保合~強保合。
- 紙原料は、製材工場がフル稼働している関係で背板チップが出てくることから価格は保合の模様だが、運搬費の高騰が今後影響する模様。
- 木質バイオマス原料については、順調に集荷されているが、若干集荷に苦慮の模様。

- ウクライナの侵攻の制裁処置で今後広葉樹等の輸入に影響が出ることから広葉樹価格の高騰が見込まれる。(全道)
- 原木在庫は少し改善され、前年同月比105%となっている。ウッドショックの影響がまだ残っている中で、ウクライナ侵攻が国内の木材業界に更に及ぼすと思われる。(十勝)

窯業・土石製品

- 3月の生コン出荷量はおよそ140千m³。(前年同月比83.2%)
- 組合員生コン工場を対象とした現状把握アンケート調査を実施。(概要)
- 工場従業員の平均年齢は49歳。
- 48%の工場が現状において人手不足。4年~5年先まで含めると79%の工場が人手不足。
- 繁忙期に生コンの運搬が必要となるミキサー車を確保できている工場は6%。多くの工場は生コンを出荷する際に施工業者と調整が必要な状況。(全道)
- 土木工事量の増加及び設計単価の増により売上は増えているが、砂利を必要とする工事が減少していることから砂利業界としては厳しい状況がある。(全道)
- 仕入先のメーカー、商社共に値上げの通達があった。昨年10月にガラス、今年2月にサッシ、金物が値上げした。
- お客様の工務店等に値上げの見積りを提出しても値引きの依頼ばかりで、価格を上げられる目途が立たない状況である。物件が少ないため競合が激しいのも原因と思う。
- 廃業なのか倒産なのかかわからずいつの間にか無くなっている工務店も始めている。(全道)

一般機器

- 造船各社は6年ぶりの円安で業界に追い風が吹き込んでいる。鋼材費や船舶用製品の値上がりが見込められるものの為替利益が見込まれ、造船所各社の収支黒字化は早まっている状況で損益改善につながっている。(室蘭)
- 動きが少ない。原材料・電気料金の高騰など全体のコスト増加の価格転嫁は難しい。(札幌)
- まん延防止等重点措置は解除されたが、その間営業活動ができず年度末・次年度の打ち合わせができず先行きが非常に不透明。
- 原油価格高騰により仕入れ価格・運送費等負担増
- ウクライナ情勢の影響がこれからのどのような形で出てくるか。(全道)
- 原材料価格の高騰。(函館)

その他

- 景況は前年同月からは上昇しているものの、直近の原料高・資源高などで経営環境はよくない。
- 原料スクラップは上昇中。鋳物用鉄は国内メーカーが4月より値上げ。ガソリン、灯油、ガス料金の値上げ。ウクライナ情勢によりロシアとの取引が出来なくなってきている。
- 戦争による影響での資材価格上昇はまだ織り込んでいない。
- 半導体不足、輸入部品不足で設備保全・更新に影響が出ている。
- 人員不足で採用難。(全道)
- 事業所によって受注状況の偏りはあるようだが、店舗系、住居系、サービス業系全般的に慢性的な人材不足による受注の限界があり、通年での売上が以前と

比較すると難しくなっている。(札幌)

- 原油価格の高騰とウクライナへの侵攻は日本国内のみならず、世界的に経済面での影響を受けていると思われる。日本国民の生活水準は、この物価上昇率に比例していると思えず、また企業の経済活動もこの外的要因の煽りを受け、先行きの見通しに不安要素がある状況下と推察している。2022年は少しづつ景気回復に向かうと思われるが、様々な業界で完全復活になるとの楽観的予測もままならない状況で企業努力にも限界が生じると思う。(旭川)

非製造業

卸売業

- コロナの長期化でライフスタイルが変わり売れ筋商品とそうでないものの格差が固定化しつつある。靴業界ではビジネス向けの商品の低迷が顕著で在庫セールも不調のため在庫が増加。主力がフォーマルな商品の企業にとっては死活問題となっている。他の業種も全体的に売上は低調。
 - ・資材の高騰により仕入れ価格が軒並み上昇、一部価格転嫁は出来ているが仕入れ価格の上昇をカバーするには至らず、運送コストの上昇もあって収益を圧迫している。(札幌)
- 年度末から年度初めへ、5月に予定されている通常総会に向けて諸準備を進めているが、コロナウイルス感染症の状況は、まだまだ高止まりの感染者数、新年度も予防対策を講じながらの組合活動が続くものと思われる。さらにウクライナ侵攻が日本経済全体に大きな不安を感じる。(物価上昇、物不足・食料不足など)(帯広)
- 3月期の当組合の買付高は伸卸、荷受合計で1,397,302千円で先月の2月期実績より194,898千円ほど増加した。まん延防止等重点措置が終了し、それなりに荷は動いたようであるが、依然として原料高、原油高が顕著であり将来的な不安は払拭できず、扱い高の上昇には原価率の上昇による部分が大いといえる。今年は昨年来言われてきた農産物における肥料の顕著な値上げがさらに加速している。原因として中国からの尿素(窒素系肥料の原料)の輸入量が著しく減少し、化成肥料の価格が3倍程度になりそうだとの見通しである。農業行政にはその対策をお願いしたい。(道央)
- まん延防止等重点措置により、解除前は内食化も強かったものの、嗜好品である菓子の売れ行きが余り良くない。原料不足によるスナック菓子が特売を中止しているなどもあり、全体的に苦戦。当月では、コロナの長期化影響による売上不振で事業所を閉鎖する組合員企業もあった。(全道)
- ウクライナでの戦争により、特に銅ベース(銅建値)の価格上昇が止まらない。1月より10%以上の高騰であり、円安相場により今後も影響を大きく受けるとみられる。(全道)

小売業

- 3月は新生活の準備で家電が前年比125%・衣料品が123%と好調で燃料関係が単価の値上がりにより前年比113%であったが、感染減少が鈍く長引くまん延防止等重点措置の影響で、その他の業種は前年割れとなった。(旭川)
- 感染者は抑えられているものの、消費者の外出自粛が日常化され、必要最小限の消費行動に抑えられているため、前年同月比で売上は変わっていない。コロナの影響はありつつ、物価の上昇やインフラの価格上昇、社会保険等の負担増に伴う収入取りの減少により、消費行動の抑制が加速し、今後も売れ上げ確保が難しい状況が続く見込み。(日高)
- まん延防止等重点措置が解除されても客足が回復しない。資材等の値上がりも解除後の売上で賄えると思込んでいたが客足が伸びないのであてが外れたとの声もある。天候不順な漁船が出ないことにより、生魚が少ないうちで早めに店を閉める日が続いた。(小樽)
- 3月取扱高は、前年比99%、前々年比では92%とかなり厳しい状況。3月はアフターコロナでの商店街に買い物客が増加し、少し状況が好転に向かっていると思われるが、色々なモノの値上がり状況から買い物単価は厳しい。コロナ禍で閉店する店舗が多いなかで、4月以降に新規開店する店があるなど商店街でのアフターコロナへの動きを感じる。(苫小牧)
- 3月は、卒業や入学など何かと慌ただしい時期であるが、今年については静かな3月となった。各組合員店においては、全体的に前年マイナスの状況で、ガソリン、灯油を扱う組合員店のみ前年プラスで終了した格好である。入・進学に伴う衣料品購入もほとんど無く、消費は生活を維持することのみに行っているようだとの声も聞かれた。まん延防止等重点措置期間が22日に解除となったが、組合員店においては景況は変わらず、この状況がいつまで続くのかという先行きの不透明さに不安をのぞかせる意見が多く聞かれた。(釧路)
- 先頃、まん延防止等重点措置も解除になったものの、感染者数の下げ止まり感も強く、まだまだ不安定な状況が続いている。春休みの後半に期待はしたいものの、まだまだ不可思議で不安な面も多く、これからのGWなど本格的な旅行シーズンに向けても、少し心配なところである。今月は観光面では全く身動きが取れない状況ではあったが、当連合会では協議会と連携し、地元の高齢者を対象とした「おでり健康プログラム」をほぼ毎週開催している。その企画の一つとして、今月から「スマホ教室」をスタートさせた。初回は想定以上の参加となり、やはりスマホへの関心の高さを感じたところである。終了後には買い物なども楽しんでいたので、観光客が全く動いていないこの状況下において、平日の昼間という厳しい集客タイムに20名以上の参加があったのは何と有り難かった。(函館)
- まん延防止等重点措置で飲食店、ホテル、観光がなかなか復活できず、戦争により水産物の価格の上昇や品切れが多く、戦争が長引くと鮭・かに・えび・魚卵等の品切れ、価格の上昇がまだまだ続き影響が大きい。
- コロナの巣ごもりが日常化し、訪問販売がしづらくなり、昨年から見ても売上減少が見られる。又、メーカの商品不足も影響が大である。(全道)
- 組合全体の前年比は92.2%。食品スーパー関連の前年比は91.1%、ホームセンターは87.1%、上記以外の一般店は98.0%であった。まん延防止等重点措置がとられていた2月とほぼ同じ前年比となった。ガソリンをはじめ、油関係の小売価格は下がっておらず一般的な家庭用品の値上げも始まっている。円安も続いており、インフレの状況が続くことが懸念される。(芦別)
- 売上高対前年比90.25%の実績。
 - ・来店客数の変動は少ないが、客単価は減少している。(札幌)
- まん延防止等重点措置が解除にはなったが、感染者が減少しないので、来店客の状

- 況は余り変わらないが、イベントを開催することで週末の来店客は増加しつつある。
 - ・ツアーや観光客の入店は、これから期待したい。
 - ・来店客にはマスクの着用、出入り口にはアルコール消毒を設置し、館内放送にてお願いをし、定期的に入出口を開放し、換気対策を実施している。
 - ・店内の、お客様が利用したテーブルには、飛沫対策の亚克力板を設置し、テーブルやイスはこまめにアルコール消毒をしている。(釧路)
- 原油価格が更に上昇し、過去最高値。厳しい経営状況は変わらない。(稚内)
- 3月も原油価格が大きく上昇、国の燃料油激変緩和対策事業の元売りに対する補助により差し引き若干の値上げとなった。組合員の収支状況は量販店に引きずられ相変わらず圧縮状態が続いている。(旭川)
- 中東原油価格をみると、3月に入りさらに急激に高騰しており、一時1バレル当たり130ドルに迫る高水準となった。その後、乱高下を繰り返しながらも100ドルを大きく上回る高値が続いている。政府では、SSにおけるガソリン価格の高騰を抑制するため、燃料油価格激変緩和対策事業の補助額の上限を25円に拡大したものの、原油価格の急激な高騰により、小売価格は引き続き1リットル173円程度の高値で推移している。また、全国ベースでのガソリン販売量を見ると、依然としてコロナ前の状況に回復していない。石油製品の店頭価格は、ガソリン、灯油とも相当高い水準にあることから、3月21日で北海道でのまん延防止等重点措置の適用が解除になったものの、消費者の買い控え等により特にガソリン販売量の減少が懸念される。(全道)
- まん延防止等重点措置が解除されたとはいえ、新型コロナウイルスの終息は見えないまま、ウクライナ侵攻によって混迷度が増す中で、穀物の輸入に影響を受け価格の上昇が気になる。農業関係も例外ではなく、特に稲作地域は米価格の低下が続いている。又、コロナ禍による食の需要の変化で転作が求められている。大手・中小共に試行錯誤のなか事業推進している。北海道では、乳量の生産調整もあり畜産農家を苦しめている。米の価格下落で稲作農家も厳しく、野菜価格も横ばい状態で農業全体での落ち込みを心配している。(全道)
- 商品の自動車(中古自動車)の流通が不足していることで仕入に苦労している。(札幌)
- 全般的に売上が減少している。特に個人店舗の組合員はまだまだコロナの影響が大きく、客入りの減少が続き厳しい状況である。(旭川)
- 札幌近郊や道東では大雪の影響で動き出しが遅い。自転車も部品も品不足の状況が続いていて、自転車人気のお陰で買い求める客は増えているが供給が追いついていない。(全道)

商店街

- 百貨店の2月売上高は、3億269万円(前年同月比16.4%減)。まん延防止等重点措置の影響で来店客数が落ち込んだ。
- 3月共通駐車券の利用は、前年同月比69.4%、買物共通バス券は、前年同月比11.5%と利用が落ち込んでいる。
- まん延防止等重点措置は、解除されたが厳しい状況が続いている。(帯広)

サービス業

- まん延防止等重点措置が延長となり、約2か月間休業した施設もあり、前年より入店は減少した。
 - ・まん延防止等重点措置解除後(3/22～)の宿泊予約については、どうみん割、市町村の割引支援の効果もあり順調に入った。(十勝)
- まん延防止等重点措置が解除され、入浴利用者が多少でも増加することを望むが、相変わらずの営業用燃料の高騰・光熱費その他備品の値上げは非常に厳しい。(全道)
- 2023年春大卒予定者への採用説明会が3月1日に解禁されて就活が本格的に始まった。6月1日が選考解禁だが、道内の中小IT企業は相変わらず続くIT人材不足の解消のためにインターンシップの利用やオンライン面接などで理系学生を早期内定している。しかし、昨年は内定辞退の発生で、結果的に採用計画数を確認できない中小IT企業が数多かった。オンライン選考は時間や場所の制約なしに応募できる反面、気軽に内定辞退ができることから、今年も理系の学生は売り手市場のため、慎重に採用活動を進めないと同様の結果になることが懸念されている。又、道内外の大手企業もDX化やAIの導入のために、積極的にIT人材を採用していることも拍車をかけて、今年も道内の中小IT企業は人材争奪戦の厳しさを味わうことになりそうだ。(全道)

建設業

- 令和4年3月の業況として、年度末の企業も多いため来年度に向けた準備や営業活動など大きく動き出しているように感じる。工事においては、様々な要素により、進捗が遅れがちになっている現場が多くなっているように感じる。企業を取り巻く環境として、受注や利益が減少していく傾向の中で、法律や制度が変わり、求められることを実施していかなければならない状況である。まずまず、中小企業にとっては苦しい状況になっていくことが予想される。(全道)
- 3月に入ると水道管凍結修理は殆どなくなり各社とも一服状態で新年度の準備をしている会社もある。
 - ・新年度の市の水道設備予算は今のところ、前年度並みの事業量を予想している。
 - ・コロナウイルス感染はなかなか収束が見えず、人が多く集まる場所はまん延防止等重点措置が解除されても市民の警戒はしばらく続きそうだ。(名寄)

運輸業

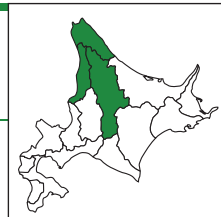
- 売上高は、前年同月比4.09%減少。
 - ・乗務員数は、前年同月比9.0%減少。
 - ・2月分チケット取扱高は、前年同月比10.32%減少。
 - ・北海道全域のまん延防止等重点措置の影響を受けて顧客の減少、原油高騰等により業界全体が厳しい状況下にある。(旭川)
- 原因は様々あると思うが、原材料の値上がりも顕著で、必要でも物資がすぐ届かないことや、価格の高騰がすべてに影響している。運賃の値上げについても交渉中であるが、お互い都合よく進んでないようだ。(小樽)
- 3月期では発生した地震によりJR運休が連休し、宅配の出荷が止まり1週間宅配業務が停止したことが売上に影響した。(全道)
- 農産物については昨秋の不作から在庫も少なくなり、道内発の貨物は減少している。夏野菜の出荷時期まで厳しい状況が予想される。
 - ・一般雑貨については、この4月からの価格値上げに伴い荷動きが多少活発化した。一時的である。
 - ・燃料が高止まりしており、経営状況が引続き厳しい。(石狩)
- 燃料価格の高騰で収益が悪化している。(苫小牧)

支部だより



上川・宗谷支部(旭川市)

所管／上川・宗谷総合振興局・留萌振興局管内
駐在職員／小野事務所長・渡邊主任・安武主事



第454回 北海道産銘木市 開催

3月25日(金)に旭川林産協同組合(高橋秀樹理事長、組合員22人)主催の北海道産銘木市が開催されました。

北海道産広葉樹原木を求め、全国各地から60以上の木材会社が旭川に集まりました。

銘木市は、参加者が2日間かけ木材を検品した後、3日目に会場に集まり競争入札する市です。参加者は約200名となりました。今回の売上数量は2,600m³、売上金額は1億6,480万円であり、これは今までに例の無い高値でした。

そもそも木材高騰は令和2年1月から世界に広



がった新型コロナウイルスが原因です。新型コロナウイルス感染拡大によって

世界規模で木材の調達、製材、流通等で停滞が発生し、外国材の不足が始まりました。そこにコンテナ麻痺が加わり、所謂「ウッドショック」が発生しました。加えて、世界情勢不安の影響によりロシア産木材がストップし、木材不足、価格高騰に拍車がかかったものです。

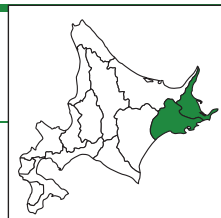


大雪山の麓、旭川は世界有数の広葉樹の産地であり、古くから木材、家具産業が発達しました。銘木市は年10回開催されており、昭和42年から始まり55年間続く事業です。まさに木の町、家具の町「旭川」を代表する行事です。

感染防止対策が徹底された入札会場では、木材のプロが真剣勝負を繰り広げていました。

釧根支部(釧路市)

所管／釧路総合振興局・根室振興局管内
駐在職員／長谷川事務所長・平河内主任



4月10日は「良い戸」建具の日！

釧路建具家具生産協同組合が建具の無償修繕を行いました

釧路建具家具生産協同組合(大津幸三理事長、組合員4名)は、4月8日、釧路市と釧路町の地区会館8施設で引き戸などを修繕するボランティア活動を実施しました。



この取組は、一般社団法人全国建具組合連合会が1985年に「良(4)い戸(10)」の語呂合わせで4月10日を建具の日に制定したことにちなんで毎年行っているもので、今年で29回目をむかえました。当日は組合員企業4社の建具職人が釧路市と釧路町の地区会館を回り、金物の取り替えやドア、ふすまの調整などを

行いました。使用金物はすべて株式会社水澤金物店が無償提供されたものです。

釧路市宮本にある宮本会館では、組合員の小関建具家具製作所の建具職人が、摩耗した戸車(引き戸の床面に取り付ける車輪状の金物)を新品に交換したり、建物自体の歪みで曲がったドア枠をカンナで削ったりするなどして、引き戸が滑らかに動くように修繕しました。

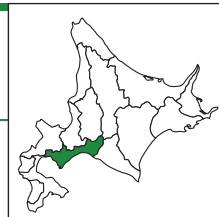
玉垣専務理事は「地域の人々が安心して施設を利用できるように、今後も建具の修繕ボランティアを続けていきたい。」と話されていました。





胆振支部(室蘭市)

所管/胆振総合振興局管内
駐在職員/増田事務所長・渡辺主事



苫小牧管工事業協同組合が「事業継続力強化計画」の認定を受けました！

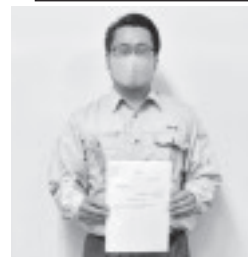
苫小牧管工事業同組合(成田才仁理事長、組合員12人)は、配水施設や給水装置などの修繕工事を市から受注しており、市民のライフラインである水道を維持する役割を担っています。また、作業の安全性やスキルの向上に向けて、安全パトロールや技能講習会なども定期的に実施しています。

組合は自然災害や感染症などのリスク管理の重要性を認識しており、平成8年から苫小牧市と防災協定を締結、今年2月には北海道経済産業局から「事業継続力強化計画」の認定を受けました。

組合が作成した事業継続力強化計画は、「災害時や感染症の発生時には、職員とその家族の安全を守ること」や「苫小牧市及び他の被災自治体の大規模災害時における応急給水、応急復旧等による給水機能の早期復旧を図ること」を目標として、非常時の対応手

順などを定めたものです。

効果的な計画の作成を支援するため、胆振支部では防災士の赤羽幸雄氏を講師としてワークショップおよび専門家派遣を実施しました。組合の樋口総務主幹は「分からないところを専門家から教えていただき、計画を作成する上で非常に助かった」と語っています。今後の目標について、組合では組合員企業や上部団体との連携を検討しています。



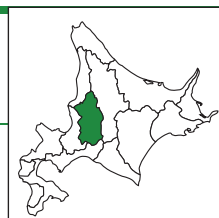
中央会では、事業継続力強化計画の策定に取り組む組合を支援しています。ご検討の際はぜひ中央会にお声かけください。

【北海道中央会「事業継続力強化計画等策定支援事業について」】
<https://www.h-chuokai.or.jp/oshirase/news/2022-0329-1452-18.html>



空知支部(岩見沢市)

所管/空知総合振興局管内
担当/連携支援部 外川主査



美唄建設事業協同組合がオンラインで講習会を開催

美唄建設事業協同組合(高瀬謙二郎理事長、組合員20人)は、去る2月16日にWeb会議ツールであるZoomを活用して、当組合では初となるオンライン参加型形式での講習会を開催しました。

当組合では、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、会場での開催が難しいと判断し、組合員に安心して参加してもらおうとZoomを活用しての講習会に至りました。

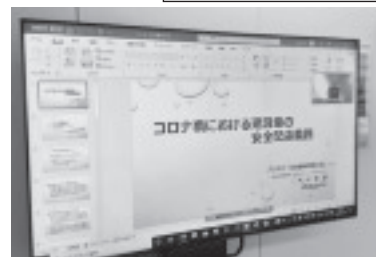


講師 市川特定社会保険労務士

最近では、人と人との接触を避けられるオンライン化は急速に普及し、インターネットを活用した講習会は、珍しいもの

ではなくなってきています。

当組合の組合員でも日頃からZoomを導入している企業が多く、講習会当日までの準備もスムーズに進められました。



当日は、テーマである「コロナ禍における建設業の安全配慮義務」について、札幌から講師である市川順康特定社会保険労務士が生配信し、組合員、組合事務局20名程がオンラインで参加しました。

初めてのオンラインによる講習会は、特に大きなトラブルもなく開催され、当組合の馬場事務局長は、「組合員に参考となる講習会を感染予防に徹してのオンライン形式で開催できてよかった。」とお話されていました。

中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。
概要は、旭川校のホームページをご覧ください。(右のQRコードからもご覧頂けます)



コースNo. **12** **NEW**
成約率を高める営業の進め方
**プレゼンスキルを磨いて
営業成績アップ!**

6月8日(水)～10日(金)

受講料: 32,000円(税込)

対象レベル: 管理者・新任管理者



営業パーソンの心構えから知識として身につけておくべき基本を網羅した上で、営業スキルのトレーニングを行い、顧客のニーズに応じた提案力の習得を目指します。

コースNo. **14**
職場の問題発見・解決力強化講座
**問題の本質をとらえ
的確に判断する思考法を学ぶ**

6月13日(月)～15日(水)

受講料: 32,000円(税込)

対象レベル: 管理者・新任管理者・その候補者



業務で直面する様々な問題に正しく対応するため、論理的思考、および問題解決の流れと手法について演習を通して学び、自社課題解決への取り組み方を理解します。

コースNo. **15**
中堅管理者研修①
**自分を磨き組織を成長させる
自律型上司の在り方**

6月15日(水)～17日(金)

受講料: 32,000円(税込)

対象レベル: 管理者・その候補者



新任管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得るための土台である、自身の意識・意欲と組織をまとめる力を向上させる術を学びます。

コースNo. **17** **NEW**
女性リーダー研修
**自分らしい
リーダーを目指して**

6月27日(月)～29日(水)

受講料: 32,000円(税込)

対象レベル: 管理者・新任管理者・その候補者



リーダーの役割を明確にし、求められる知識やスキル、部下や後輩を育てるための考え方や教え方について演習を交えて学び、今後のキャリアデザインを検討します。

コースNo. **301**
**次世代を担うトップリーダーを育てる
経営管理者養成コース**



【研修期間】(インターバル研修: 4日×6回)

- ① 2022年 7月4日(月)～7月 7日(木)
- ② 2022年 8月1日(月)～8月 4日(木)
- ③ 2022年 9月5日(月)～9月 8日(木)
- ④ 2022年10月3日(月)～10月 6日(木)
- ⑤ 2022年11月7日(月)～11月10日(木)
- ⑥ 2022年12月5日(月)～12月 8日(木)

【対象者】経営幹部、経営後継者、管理者(候補者)

【受講料】298,000円(税込)

研修のねらい

この研修では、企業活動の中核を担う経営管理者として、質の高い経営を行うための総合的・創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、実践につながる知識やマネジメント手法を体系的に習得します。

【研修の流れ】

- STEP1: 自社の現状把握
- STEP2: 自社の課題抽出
- STEP3: 研究テーマの設定
- STEP4: 研究テーマ達成のための方策を検討
- STEP5: 研究テーマ達成のための計画を策定
- STEP6: 研究成果のプレゼンテーション・評価

“総合的マネジメント能力”をマスター

講座内容詳細は 初めてのの方は

資料請求や講座内容についてお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小企業大学校 旭川校



国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。/

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！

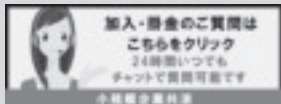


共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

チャットボット

なら
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

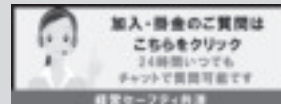
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済



検索



経営セーフティ共済



検索



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0001 函館市五稜郭町 33-1	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 6-20-1	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日/2022年5月1日(毎月1日発行)

*この機関誌は、誰もが読みやすいユニバーサルデザインフォントと環境にやさしい植物油インキを使用しています。

